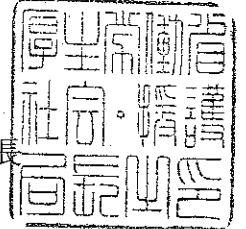




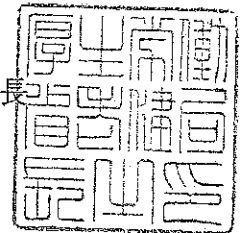
社援発0601第2号  
老発0601第1号  
平成23年6月1日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所」  
における障害児（者）の受入事業」の一部全国展開等について

厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第68号）及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第177号）が平成23年6月1日に公布され、同日から施行されたところである。

その内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市（区）町村に対して周知徹底を図るとともに、その施行に遺漏なきよう、特段の御配慮をお願いする。

## 記

### 第1 改正の趣旨

- 1 「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の一部全国展開等について

構造改革特別区域計画の認定を受けた地域においては、障害者又は障害児が、障害者自立支援法による自立訓練、児童デイサービス又は短期入所を利用することが困難な場合に、介護保険法（平成9年法律第123号）による指定小規模多機能型居宅介護事業者がサービスを提供することができることとしていたところである。

今般、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」（平成23年3月30日構造改革特別区域推進本部）を踏まえ、短期入所については、構造改革特別区域計画の認定を受けずに指定小規模多機能型居宅介護事業者がサービスを提供することができることとする。

また、自立訓練については、構造改革特別区域計画の認定を受けた地域において指定小規模多機能型居宅介護事業者がサービスを提供する際の要件として、基準該当自立訓練計画の策定等を追加することとする。

- 2 短期入所に係る報酬について

短期入所については、構造改革特別区域計画の認定を受けずに指定小規模多機能型居宅介護事業者がサービスを提供することができることとしたことを踏まえ、その際の報酬について、新たに単価を設定する。

### 第2 改正の概要等

- 1 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）関係

構造改革特別区域内における介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、当該地域において自立訓練が提供されていないこと等により自立訓練を受けることが困難な障害者に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを行う場合に、当該通いサービスを自立訓練と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当自立訓練事業所とみなすための要件として、基準該当自立訓練計画の作成等を追加すること。

なお、基準該当自立訓練計画の作成に関する業務は、基準該当自立訓練計画を作成するために必要な研修を受けた者が担当するものとする。この場合において、基準該当自立訓練計画を作成するために必要な研修は、サービス管理責任

者研修事業の実施について（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「サービス管理責任者研修」標準カリキュラムにおける「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（3時間）」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習（10時間）」に相当する研修とすること。なお、自立訓練（機能訓練）を実施する場合は地域生活（身体）分野及び自立訓練（生活訓練）を実施する場合は地域生活（知的・精神）分野をそれぞれ受講すること。（特区省令第4条第1項、同条第2項関係）

2 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）関係

一定の要件を満たした介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを提供する場合には、当該宿泊サービスを基準該当短期入所と、当該宿泊サービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当短期入所事業所とみなすこと。（指定障害福祉サービス基準第125条の2、第125条の3関係）

3 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）関係

介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が実施する基準該当短期入所サービスについては、1日につき757単位（通いサービスを利用した日においては231単位）を算定することとしたこと。

また、当該基準該当短期入所サービスについては、食事提供のための体制を整えている場合に食事提供体制加算を算定できることとしたこと。（報酬告示別表第7の1のニ、同表第7の1の注11～12、同表第7の8関係）

### 第3 その他留意事項

各都道府県においては、サービス管理責任者研修等の実施に当たっては、障害福祉担当部局と介護保険担当部局との連携に努めつつ、関係事業所への周知徹底を図り参加を勧奨するなど必要な対応をとられたい。

また、特区省令の改正に伴い、別途、構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」について（平成19

年2月19日障発第0219001号・老振発第0219001号)の一部改正を行ったので、御了知願いたい。